

物流政策推進会議の開催について

令和 5 年 3 月 31 日

閣 議 口 頭 了 解

令和 8 年 3 月 27 日

一 部 改 正

1. 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律（令和 7 年法律第 61 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、物資の流通に関する施策の総合的かつ集中的な推進について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって取り組むため、物流政策推進会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、荷主を所管する大臣等、関係者の出席を求めることができる。
 

議 長

副議長

構成員

内閣官房長官

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）

国家公安委員会委員長

厚生労働大臣

環境大臣

公正取引委員会委員長
3. 会議の下に、物流政策推進関係者会議（以下「関係者会議」という。）を置く。関係者会議の構成員は、議長が指名する者とする。
4. 会議及び関係者会議の庶務は、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議及び関係者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。